

# 物件明細書

物件番号	4
------	---

参加資格等級	
--------	--

【地上散布、除草、警備作業】

## 1. 作業内訳

森 林 事務所	作業種	市町村名	国有林名	林小班	区域 面積 (ha)	控除 面積 (ha)	契約 面積 (ha)	履行期間		作業条件		標識設置 (箇所数)	警備 (人)	散布数量 (kg)	使用材料(契約者購入)	
								開始	期限	通勤形態	人員輸送 距離(km)				品名	数量
谷山	地上散布	南さつま市	網揚ヶ	80は外	79.18	43.29	35.89	契約締結日 の翌日から	R8.6.30	車通勤	3.5	-	2	43,068.0	ネオニコチノイド系 薬剤	散布面積及び希釈倍数に基づく数量
郡山	"	いちき串木野市	崎野潟	67は外	53.95	32.80	21.15	"	"	"	0.8	-	2	25,380.0	"	"
"	"	日置市	潟山	68い外	5.91	2.62	3.29	"	"	"	3.3	-	2	3,948.0	"	"
"	"	日置市	天神ヶ尾	68ほ外	18.75	11.98	6.77	"	"	"	0.7	-	2	8,124.0	"	"
"	"	日置市	吹上	68り	26.80	25.81	0.99	"	"	"	5.0	-	2	1,188.0	"	"
計					184.59	116.50	68.09							81,708.0		
谷山	除草作業	南さつま市	網揚ヶ	80は外	1.72		1.72	契約締結日 の翌日から	R8.6.30	車通勤	3.5	-				
計					1.72		1.72									
合 計					186.31	116.50	69.81							81,708.0		

- 【留意事項】
1. 林令は植栽年度を1年とした累積年である。
  2. 傾斜区分は、31度以上:急、21~30度:中、20度以下:緩である。
  3. 植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
  4. つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
  5. 作業着手は事業計画書の承認が必要である。

## 2. 作業箇所位置図

別添のとおり



## 松くい虫防除事業請負契約書

- 1 事業名 松くい虫防除事業(地上散布、除草、警備作業)請負
- 2 散布薬剤名 及び数量 ネオニコチノイド系農薬(農林水産省登録第〇〇〇〇〇号)  
原液 〇〇〇〇〇リットル(薬剤の種類により異なるため未記載)
- 3 作業場所 鹿児島県いちき串木野市 崎野潟国有林67ろ林小班外
- 4 作業量及び期間  
(1) 散布面積 69.81ha(別紙、図面のとおり)  
(2) 散布数量 81,708.0リットル  
(3) 除草作業 1.72ha  
(4) 作業期間 自 令和〇年 〇月〇〇日(契約締結日の翌日)  
至 令和8年 6月30日  
(うち、鹿児島森林管理署長が指定する期日)  
※ただし雨天等の場合は変更有り
- 5 作業仕様 別紙、作業内訳書のとおり
- 6 請負金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇,〇〇〇円也)

- 7 選択条項  
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(選択されるものは〇印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	分の 以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

上記請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 香月英伸と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）住所 鹿児島県鹿児島市浜町12-1  
分任支出負担行為担当官  
鹿児島森林管理署長 香月 英伸

請負者（乙）住所 〇〇県〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 〇〇共同事業体

代表者  
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇県〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇県〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇県〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

# 作業内訳書

(地上散布、除草、警備作業)

(地上散布作業)

国有林	林小班	作業形態	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		希釈倍数	散布量 (kg)	備考
						自	至	薬剤名	薬剤数量 (kg)			
崎野湯	67は外	地上散布	53.95	32.80	21.15	契約締結日の翌日	R8.6.30	ネオニコチノイド系農薬	●	●倍	25380.0	1回散布
湯山	68い外	〃	5.91	2.62	3.29	〃	〃	ネオニコチノイド系農薬	●	●倍	3948.0	〃
天神ヶ尾	68は外	〃	18.75	11.98	6.77	〃	〃	ネオニコチノイド系農薬	●	●倍	8124.0	〃
吹上	68り外	〃	26.80	25.81	0.99	〃	〃	ネオニコチノイド系農薬	●	●倍	1188.0	〃
網揚ヶ	80は外	〃	79.18	43.29	35.89	〃	〃	ネオニコチノイド系農薬	●	●倍	43068.0	〃
	計		184.59	116.50	68.09						81708.0	

※薬剤数量については薬剤の種類により異なるため未記載。

(除草作業)

国有林	林小班	作業形態	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		備考
						自	至	
網揚ヶ	80は外	-	1.72		1.72	契約締結日の翌日	R8.6.30	
	計	-	1.72		1.72			

(警備作業)

国有林	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	警備人数	作業期間		備考
						自	至	
崎野湯	67は外	53.95	32.80	21.15	2	契約締結日の翌日	R8.6.30	
湯山	68い外	5.91	2.62	3.29	2	〃	〃	
天神ヶ尾	68は外	18.75	11.98	6.77	2	〃	〃	
吹上	68り外	26.80	25.81	0.99	2	〃	〃	
網揚ヶ	80は外	79.18	43.29	35.89	2	〃	〃	
	計	184.59	116.50	68.09				

令和8年度 松くい虫防除事業(地上散布、警備)実施計画書(案)

国有林	林小班	散布面積 (ha)	散布回数	薬剤名等	数量	希釈倍数	備考
崎野潟	67は外	21.15	1回	ネオニコチノイド系 薬剤	●	●倍	原体量ha● $\frac{1}{1200}$
				希釈倍液数量	25380.0		1200 $\frac{1}{1200}$ /ha散布
潟山	68い外	3.29	1回	ネオニコチノイド系 薬剤	●	●倍	原体量ha● $\frac{1}{1200}$
				希釈倍液数量	3948.0		1200 $\frac{1}{1200}$ /ha散布
天神ヶ尾	68ほ外	6.77	1回	ネオニコチノイド系 薬剤	●	●倍	原体量ha● $\frac{1}{1200}$
				希釈倍液数量	8124.0		1200 $\frac{1}{1200}$ /ha散布
吹上	68り外	0.99	1回	ネオニコチノイド系 薬剤	●	●倍	原体量ha● $\frac{1}{1200}$
				希釈倍液数量	1188.0		1200 $\frac{1}{1200}$ /ha散布
網揚ヶ	80は外	35.89	1回	ネオニコチノイド系 薬剤	●	●倍	原体量ha● $\frac{1}{1200}$
				希釈倍液数量	43068.0		1200 $\frac{1}{1200}$ /ha散布
計		68.09		ネオニコチノイド系 薬剤	●		散布面積及び希釈倍数
				希釈倍液数量	81708.0		に基づいた数量

## 松くい虫防除（地上散布）作業仕様書

1. 作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。  
また、作業中においても必要な事項については監督職員の指示によること。
2. 被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 調査、積込の薬剤の種類、面積、数量、希釈倍数、ha当り散布量、散布総量、散布回数は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。
  - (1) 薬剤などの数量は、散布区域毎に監督職員の検認を調査前と調査後に受けること。
  - (2) 薬剤を希釈する水は、清水を使用すること。
4. 薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。
  - (1) 毒物、劇物に指定された薬剤については、毒物、劇物取締法の規定を遵守すること。
  - (2) 薬剤に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
  - (3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。  
ただし、散布の前日または当日に支給される場合は、この限りではない。
  - (4) 薬剤を取扱う作業員、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用すること。
  - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをする。
  - (6) 作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めて、よく洗浄等を行うこと。
  - (7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認をすること。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。
  - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。
  - (9) 薬剤の希釈、積込中に河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
  - (10) 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等近寄らせないように注意すること。
  - (11) 薬剤に希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。  
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
  - (12) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼす恐れのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。

- 5 薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。
  - (1) 散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立会を求めること。
  - (2) 散布用器具は、動力噴霧器を使用する。この場合、樹冠上方まで散布液が上がるように馬力の強い動力噴霧器を使用すること。
  - (3) 散布は、晴天または曇天の日を選んで実施すること。  
ただし、降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合、強風の場合は散布しないこと。
  - (4) 松の樹冠部の枝条に対してまきむらとならないようにし、薬剤がしたたるように十分に散布すること。この場合に当年生枝、2年生枝に対して重点的に行うこと。
  - (5) 高層木での散布で薬剤が樹冠上方まで届かない場合には、ノズルを長い竿につけるか、若しくは適宜足場等を用い、高い枝についても上方から薬剤がムラなくかかるように散布すること。
  - (6) 散布に当たっては、予め一定本数に対する基準薬液量を散布し、目安を付けてから作業に着手すること。
  - (7) 散布時は、常に風の方向、風力等を念頭に置いて危被害対象物や作業者に薬剤がかからないように留意すること。
6. 作業の実施については、事業記録（日誌、記録写真等）を作成し、当日の実行面積、使用薬剂量等を記載して必要により監督職員に提示すること。
7. 警備作業については、以下に留意すること。
  - (1) 指定の場所において散布時における林内への入り込み防止や交通規制等による安全対策・危被害対策防止を実施すること。
8. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
9. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
10. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
11. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、乙の負担において行うこと。
12. その他
  - (1) 作業実施上で立木を伐採する必要がある時、また、立木に損傷を与えた時は速やかに監督職員へ届け出て指示を受けること。
  - (2) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 林道等の除草作業仕様書

1. 除草作業事業量等は次のとおりとする。

林道等名	作業箇所（林小班）	作業延長	刈払幅	適 要
作業道外	80は外	314.8	両側各2m	図面のとおり
〃	81ろ外	700.0	〃	〃
	計	1,014.8		

2. 発注者が指定した作業着手起点から作業終了地点までの間において、通行の支障となるカヤ等の雑草木及び雑灌木（以下、「雑草木」という。）を刈払うこと。
3. 林道等に造林地が隣接している場合は、植栽木を損傷しないように注意すること。
4. 刈払った雑草木は、林道等の通行の支障にならないように適切に処理すること。
5. その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

## 特記仕様書

### 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

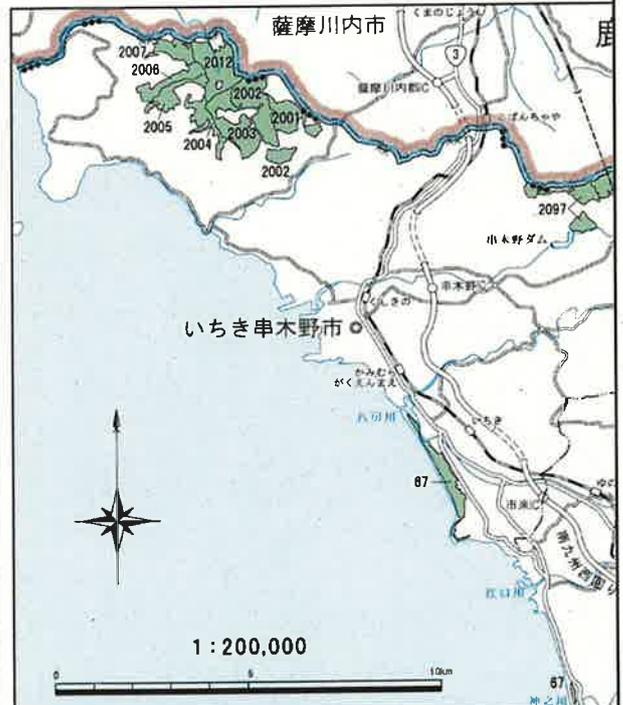
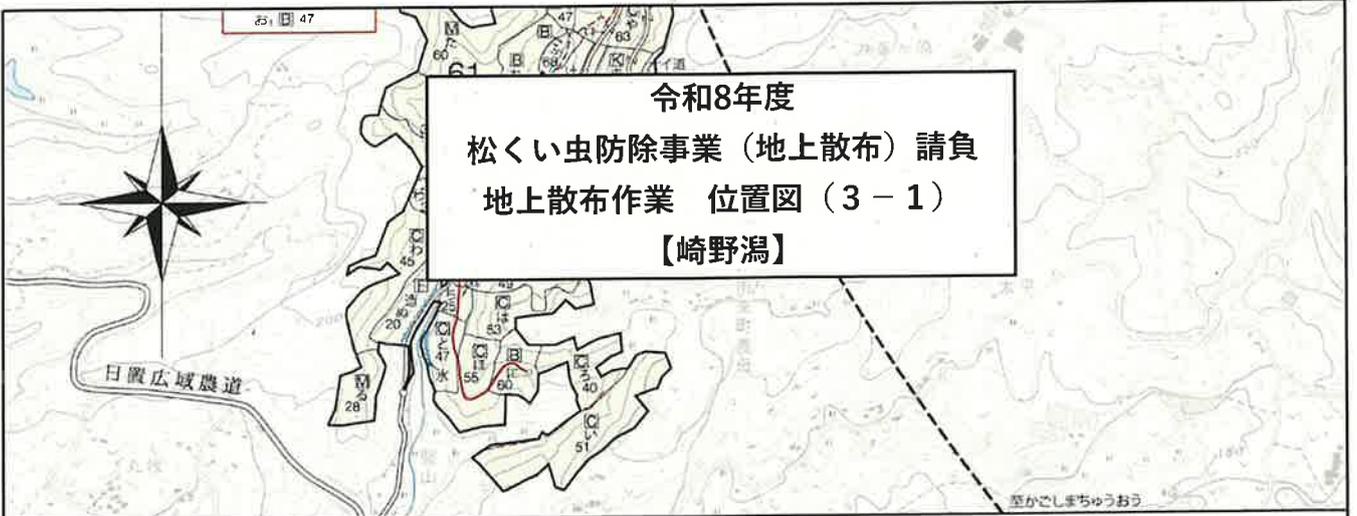
なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

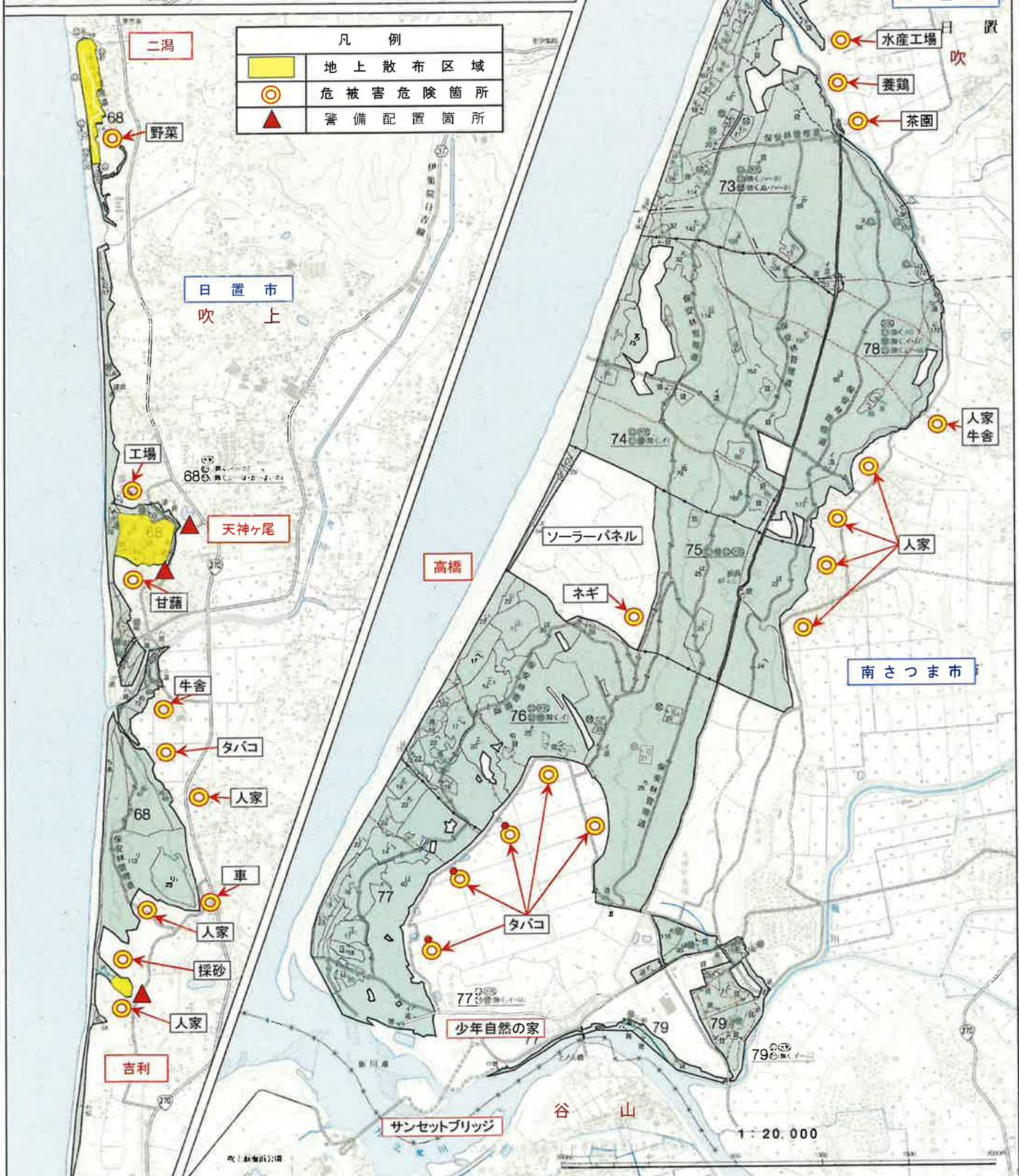
6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

令和8年度  
松くい虫防除事業（地上散布）請負  
地上散布作業 位置図（3-1）  
【崎野潟】



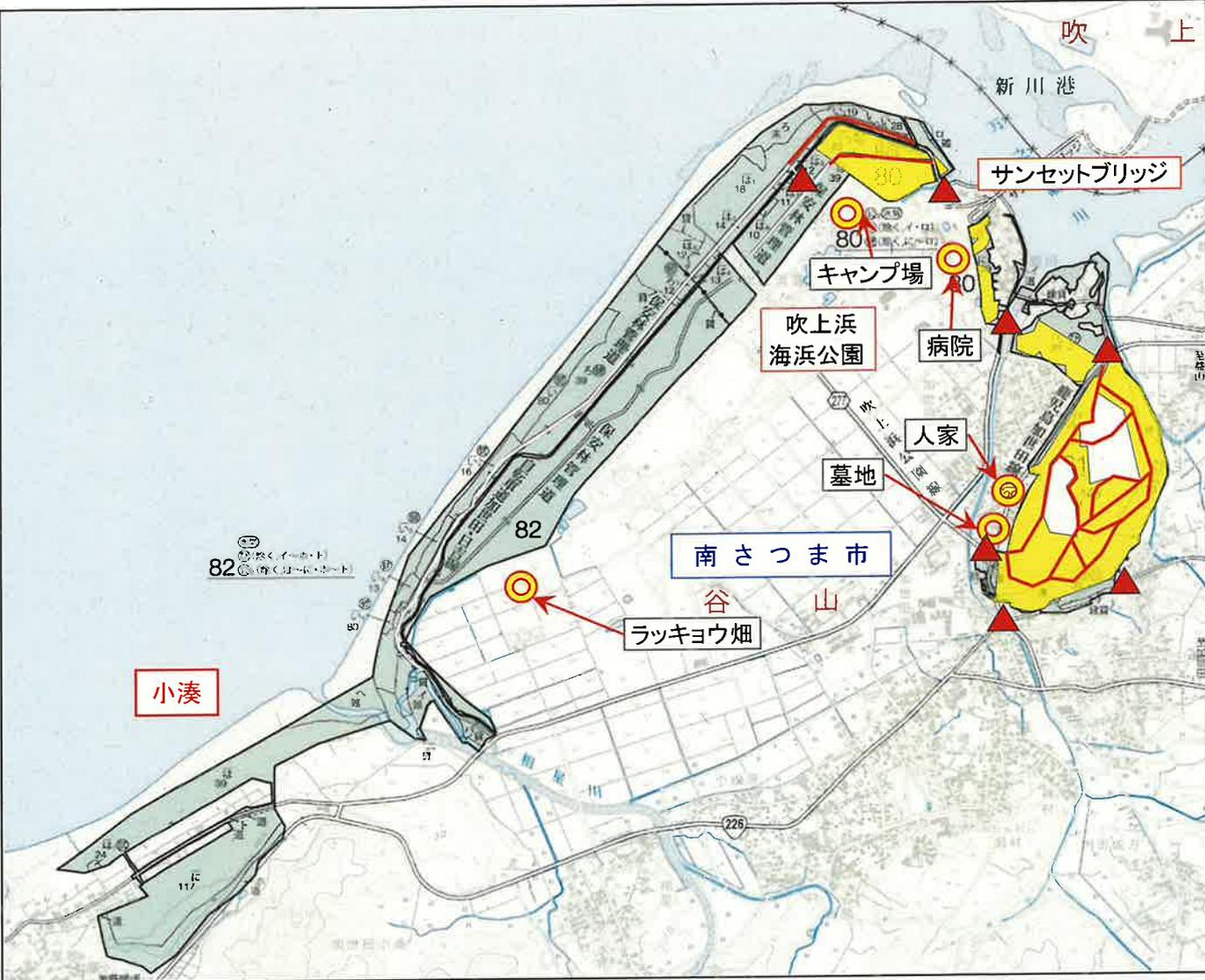
令和8年度  
 松くい虫防除事業（地上散布）請負  
 地上散布作業 位置図（3-2）  
 【吹上】

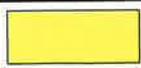


凡 例	
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	地上散布区域
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 10px; height: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span>	危被害危険箇所
<span style="color: red; font-size: 1.2em;">▲</span>	警備配置箇所

凡 例										
地	記	種	種	地	記	種	種	地	記	種
号	号	別	別	号	号	別	別	号	号	別
68	1	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	1	自然観察教育林	自然観察教育林	78	1	1次林(イ)付特別保安林
68	2	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	2	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	2	1次林(イ)付特別保安林
68	3	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	3	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	3	1次林(イ)付特別保安林
68	4	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	4	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	4	1次林(イ)付特別保安林
68	5	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	5	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	5	1次林(イ)付特別保安林
68	6	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	6	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	6	1次林(イ)付特別保安林
68	7	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	7	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	7	1次林(イ)付特別保安林
68	8	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	8	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	8	1次林(イ)付特別保安林
68	9	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	9	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	9	1次林(イ)付特別保安林
68	10	水田かん養保安林	水田かん養保安林	73	10	森林入道ツツジ	森林入道ツツジ	78	10	1次林(イ)付特別保安林

令和8年度  
 松くい虫防除事業（地上散布）請負  
 地上散布作業 位置図（3-3）  
 【吹上浜・加世田】



凡 例	
	地上散布区域
	危被害危険箇所
	除草作業実行箇所
	警備配置箇所

## 物件仕様書（4号物件）

- 1 作業名 松くい虫防除（地上散布）事業  
薬剤購入・調合、地上散布、除草、警備作業
- 2 購入薬剤名 及び数量等 ネオニコチノイド系薬剤 原液●リットル（薬剤の種類により異なるため未記載）  
※薬剤散布区域近郊において養蜂業を営んでいるため蜂毒性の低い薬物を使用すること。
- 3 散布箇所 鹿児島県日置市 吹上国有林68り林小班外  
（別添、図面参照）
- 4 散布面積 68.09ha（1haあたり1,200リットル）
- 5 散布希釈倍数 ●倍（薬剤の種類により異なるため未記載）
- 6 散布総量 81,708.0リットル
- 7 散布回数 1回
- 8 散布期日 契約締結の翌日より令和8年6月30日までのうち  
鹿児島森林管理署長が指定する期日  
（ただし、雨天等の場合は、変更有り）
- 9 その他 ①「松くい虫防除事業（地上散布）作業仕様書」のとおり  
②使用済薬剤容器は責任をもって収去すること。